

26 日獣発第 298 号

平成 27 年 2 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

岡山県及び佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、平成 27 年 1 月 16 日付け 26 消安第 5060 号、1 月 18 日付け 26 消安第 5104 号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしく願いいたします。

このたびの通知は、岡山県内及び佐賀県内の家きん飼養農場における死亡鶏の増加事例に関して、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査の結果、H5 亜型であることが確認されたことを受け、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表。)に基づき、当該死亡鶏等を高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜としたことから、12 月の宮崎県での発生以降、これまで数次にわたる監視強化に関する通知等により、家きんの飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底指導を実施してきたが、より一層の緊張感を持ち本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫体制の強化を図るため、監視体制強化通知等で示した事項に留意し、家きん飼養農家を含む畜産関係者等へ両県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供とともに適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策に万全を期するよう、都道府県知事あて通知したので、円滑な防疫対策の実施への協力とともに、家畜防疫の重要性を十分理解の上、傘下会員に対する周知と適切な対応への指導について、本会あ

て依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

26消安第5060号
平成27年1月16日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

26消安第5060号

平成27年1月16日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、岡山県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、当該農場から同県に対して通報があり、同県が鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏等について、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

昨年12月に宮崎県及び山口県において本病の発生が確認されたことに伴い、数次にわたり、監視体制の強化に関する通知（平成26年12月16日付け26消安第4569号、平成26年12月28日付け26消安第4787号及び平成26年12月30日付け26消安第4791号農林水産省消費・安全局長通知。以下「監視体制強化通知」という。）等を発出し、家きん飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導等をお願いしているところです。しかしながら、今回新たに岡山県の家きん飼養農場で本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、より一層の緊張感を持ち本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、監視体制強化通知等で示した事項に留意し、家きん飼養農家を含む畜産関係者等に対して岡山県の家きん飼養農場において本病の疑似患畜が発生した旨の情報を提供するとともに適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策に万全を期するようお願いいたします。

26消安第5104号
平成27年1月18日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

26消安第5104号

平成27年1月18日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、佐賀県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、同県に対して通報があり、同県が鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

昨年12月以降、宮崎県、山口県及び岡山県において本病の発生が確認されたことに伴い、数次にわたり、監視体制の強化に関する通知（平成26年12月16日付け26消安第4569号、平成26年12月28日付け26消安第4787号、平成26年12月30日付け26消安第4791号及び平成26年1月16日付け26消安第5060号農林水産省消費・安全局長通知。以下「監視体制強化通知」という。）等を発出し、家きん飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導等をお願いしているところです。しかしながら、今回新たに佐賀県の家きん飼養農場で本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、引き続き、緊張感を維持し、本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、監視体制強化通知等で示した事項に留意し、家きん飼養農家を含む畜産関係者等に対して、佐賀県の家きん飼養農場において本病の疑似患畜が発生した旨の情報を提供するとともに、適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策に万全を期すようお願いいたします。